議案第40号

負担付きの寄附の受納について

負担付きの寄附を別紙のとおり受納することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第9号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月11日 提 出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案 決

議案	頁 数
40号	1

1 寄附の目的

5・5・101号守谷総合1号公園において、スポーツ文化の振興、市民の健康増進、地域経済の活性化等に寄与するため。

2 寄附を受ける物件

5・5・101号守谷総合1号公園において、寄附者が都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の規定による許可を受けて整備する施設及び附属物一式

所在	種類	構造等	予定数量
守谷市野木	(仮称) スワローズ	地上3階建て	約19,250㎡
崎字中道下	球場	地上3陌建(ポリ19, 250 III
5 3 2 6 番	サブグラウンド	地上1階建て	約13,650㎡
外40筆	室内練習場	地上1階建て	約5,900 m²
	駐車場	_	約300台
	その他施設一式	園路、植栽等	_
	附属物一式	各施設に附属す	
		る備品類等	_

3 寄附者

東京都港区海岸1丁目10番30号 株式会社ヤクルト本社 代表取締役社長 成田 裕

4 負担の内容

市は、寄附を受ける物件を都市公園として供用を開始した日から40年を 経過する日まで、寄附者又は株式会社ヤクルト球団(以下「寄附者等」とい う。)に対して、次の各号に掲げる措置を講ずる。

- (1) 寄附者に対して営業権(寄附物件に関する入場券販売等の運営や維持管理を行う権利、飲食・物品販売や広告・放映権販売等の収入を得る権利、 寄附物件を使用する権利)を付与し、当該営業権を十分に行使することができるようにすること。
- (2) 寄附を受ける物件のうち、(仮称) スワローズ球場及びサブグラウンド並びに室内練習場については、寄附者等が指定する日を除き、寄附者等による専用使用を認めること。

議 案	頁 数
40号	2

提案理由(議案第40号)

提案の理由を申し上げます。

本案は、令和5年11月10日に締結した東京ヤクルトスワローズファーム施設に関する基本協定に基づき、株式会社ヤクルト本社が都市計画名称5・5・101号守谷総合1号公園内に整備する施設等について、営業権の付与等を条件として寄附を受納するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁 数
40号	3



妣 貧